

○環境基本法（平成五年十一月十九日号外法律第九十一号）（抄）

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件
について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されるこ
とが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は
水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する
事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うも
のとする。

一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの 政府

二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は
水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 略

ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

3 以下 略